

防府市における後期高齢者医療資格確認書台紙取扱要領

令和6年12月2日制定

（目的）

第1条 この要領は、防府市における後期高齢者医療資格確認書台紙（以下「台紙」という。）の適正な管理を目的として、必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第2条 台紙の適正な管理を実施するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は保険年金課長をもって充てる。

（管理責任者の責務）

第3条 管理責任者は、台紙の管理状況を常に把握し、その使用状況を明らかにしておかなければならない。

（保管場所）

第4条 台紙を保管する場所は施錠できる場所で、管理責任者の指定する場所とする。

（管理台帳）

第5条 管理責任者は、台紙管理台帳（様式1）を整え、定期的に在庫数調査を行わなければならない。

（事故報告）

第6条 管理責任者は、台紙管理に関して事故があったときは、直ちに市長に報告するとともに、山口県後期高齢者医療広域連合事務局に連絡しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

様式 1

後期高齢者医療資格確認書台紙管理台帳

[illegible]